



厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
平成 30 年 11 月 5 日

1 の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 森山 由治

室長補佐 林 三喜男

(電話) 043-221-2328

3①及び4の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

山本 政好

室長補佐 太田 克明

(電話) 043-306-1860

3②の照会先

千葉労働局職業安定部職業対策課

課長 若林 正一

課長補佐 屋田 真

(電話) 043-221-4394

千葉県下の4件の特定最低賃金を改正

－発効日は平成 30 年 12 月 25 日－

千葉労働局長（局長：高橋秀誠）は、千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち4件について、下記のとおり改正します。

記

1 改正状況（金額は時間額）

件名（業種）		改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄 鋼 業	9 6 5 円	平成 30 年 12 月 25 日	9 3 8 円	2 7 円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	9 2 2 円	平成 30 年 12 月 25 日	9 0 2 円	2 0 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	9 2 8 円	平成 30 年 12 月 25 日	9 0 6 円	2 2 円
	自動車（新車）小売業	9 2 2 円	平成 30 年 12 月 25 日	9 0 0 円	2 2 円

（参考）

ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申

し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています（最低賃金法第15条第1項・2項）。

イ 別表の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には7件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金の3件については、平成30年度は改正されていません。

ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、平成30年10月1日に時間額895円に改正されました。

エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

オ 次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

☆18歳未満又は65歳以上の者、☆雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、別表の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」の欄をご参照下さい。

2 改正の経過

本年8月1日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：中原秀登）に、7件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしたところ、上記4件の改正を行うこととされ、4件それぞれに専門部会が設置、審議され、9月26日から10月5日にかけて、上表の内容の答申があり、官報公示等を経て、答申どおり、平成30年12月25日から発効することになりました。

3 中小企業・小規模事業者支援

千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、以下に掲げる助成金の活用を推進しています。

① 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

→千葉労働局雇用環境・均等室助成金係（電話043-306-1860）

② キャリアアップ助成金

→千葉労働局職業安定部職業対策課分室（電話043-441-5678）

4 千葉働き方改革推進支援センターによる支援

千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話043-304-6133）を委託事業として設置しており、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援として、上記助成金の申請相談などに応じています。

千葉県最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発 効 年 月 日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	895	30.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	895	30.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、平成30年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(895円)」が適用されます。
	鉄 鋼 業	965	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	922	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行う かす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキ ングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め 又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ず る軽易な業務
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及び これらの産業において管 理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)	928	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操 作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工 業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴 あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別 の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業、医療 用機械器具・医療用品製造 業、光学機械器具・レンズ 製造業、時計・同部分品製 造業、眼鏡製造業	895	30.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器 具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レン ズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(88 7円)は、平成30年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県 最低賃金(895円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各 種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格 上いずれが主たる販売商 品であるかが判別できな い事業所)	895	30.10.1	*各種商品小売業(868円)は、平成30年度は改正されないため、こ の額を上回る「千葉県最低賃金(895円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	922	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

千葉県最低賃金の推移(地域別最賃、特定最賃の状況：平成30年12月25日現在)

(単位円)

	地域別	特定最低賃金						
年度 (平成)	千葉県 最低賃金	調味料 製造業	鉄鋼業	一般機械器 具製造業 (略称)	電気機械器 具製造業 (略称)	精密機械器 具製造業 (略称)	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。特定最賃の*は千葉県最低賃金が適用。

平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30 円以上	$7/10$ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $3/4$ ↓ (※) 生産性要件を満たした場合 には $3/4$ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $4/5$	1～3 人	50 万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6 人	70 万円	
		7 人以上	100 万円	
40 円以上		1 人以上	70 万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

生産性向上の取組(事例等)に関するお問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「千葉働き方改革推進支援センター」
【所在地】千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室 【電話番号】043-304-6133

申請に関するお問い合わせ先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】千葉労働局雇用環境・均等室
【電話番号】043-306-1860

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

事例1 多機能付きレジスターの導入と従業員のIT研修受講による業務効率化

【所在地】 福岡県 【従業員数】 1～4人
【事業の種類】 飲食業・販売業

精算・管理業務を効率化するため、集計レポート機能及び顧客管理機能付きレジスターを導入し、集計・顧客管理機能を使いこなす従業員を育成したい



社長



- 顧客管理等にかかる作業時間の短縮と従業員のスキルアップにより、充実したサービス提供が可能となり、新規顧客の拡大及び業績向上につながった。
- レジ作業や集計業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。

助成金活用のポイント

多機能付きレジスターの導入とIT研修を実施したことで、業務の効率化と従業員の育成につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例2 店舗改装による配膳時間の短縮と顧客の安全性・満足度・回転率の向上

【所在地】 愛媛県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 飲食業

配膳時間の短縮と安全な配膳提供のために、店舗の客席レイアウトを変更したい



社長



- 配膳にかかる時間が短縮した分、回転率が向上するとともに、細やかな顧客サービスの提供が可能になり、顧客満足度が向上した。
- 配膳にかかる提供時間の短縮によって生産性が向上し、3人のパート従業員の時間給(最低賃金)を平均110円引き上げた。さらに、全パート従業員の時間給を引き上げた。

助成金活用のポイント

店舗の客席レイアウトの見直しを行うことで、配膳時間の短縮と、安全性や顧客満足度の向上につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例3 POSレジシステムの導入による計算ミスの防止と待ち時間の短縮

【所在地】 山口県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 クリーニング業

計算ミスと長い待ち時間が発生している。業務を標準化したい



社長

誰でも一貫した顧客対応が可能なPOSレジシステムを導入



- ポイント算出にかかる作業時間や計算ミスがなくなったことで、顧客の待ち時間等に対する不満や、不必要なポイント付与がなくなった。
- 接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

POSレジシステム導入により、早く正確に顧客へポイントを付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることで、顧客の満足度上昇につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例4 温泉加温ボイラー導入による作業負担軽減

【所在地】 長崎県 【従業員数】 5～9人
【事業の種類】 共同浴場経営

従業員が受付から温度管理まで1人で行うには限界がある



社長

温度管理を手元で行うことができる新型加温ボイラーを導入したい



- 手元での温度管理を可能にしたことで、確認や調整にかかる負担が軽減されたとともに、燃料費の削減にもつながった。
- 温度管理にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。さらに管理部門を除く現場の全従業員の昇給を実施した。

助成金活用のポイント

新型加温ボイラーを導入したことで、作業負担の軽減につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容		助 成 額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化 コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり)	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>（大企業も同額）加算、 ②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（大企業の場合、71,250円<90,000円>）加算		
賃金規定等 改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 (対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11～100人 * 1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		4～6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		7～10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>
		11～100人 * 1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>
健康診断 制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)	※ 中小企業において3%以上増額した場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算		
賃金規定等 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算		
諸手当制度 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算		
選択的適用 拡大導入時 処遇改善 コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合 (基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	増額割合 3%以上5%未満	19,000円<24,000円>	14,250円<18,000円>
		5%以上7%未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		7%以上10%未満	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		10%以上14%未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		14%以上	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
短時間 労働者 労働時間 延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成		
		1時間以上2時間未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		2時間以上3時間未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		3時間以上4時間未満	11万4,000円<14万4,000円>	85,500円<10万8,000円>
		4時間以上5時間未満	15万2,000円<19万2,000円>	11万4,000円<14万4,000円>

※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

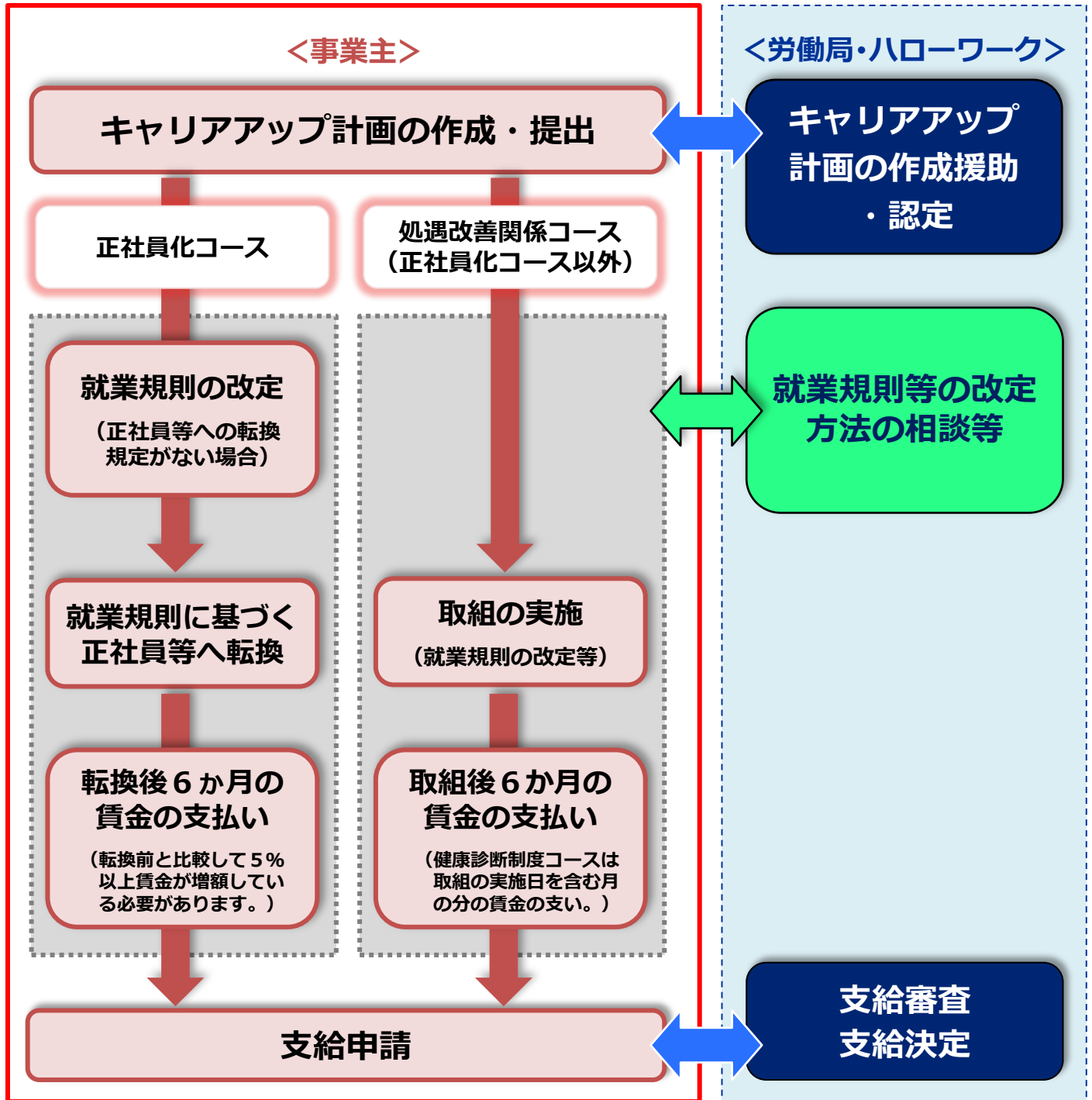
◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索



◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

相談・
コンサルタント派遣
無料

**秘密
厳守**

働き方 改革

を支援
します！

こんな方にオススメ

生産性をあげて
**残業時間を
減らしたい...**

「働き方改革」に
対してどう対応
すればいいのか...

人材不足解消のために
非正規雇用労働者の
処遇を改善したい

ご都合に合わせた
相談方法が選べる！

労務管理・企業経営の専門家が
あなたのお悩みを解決します！

相談
予約

①ホームページ
②電話 (月～土 9:00～17:00)



相談
方法

- ① センター来所
- ② 電話・メール
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

千葉働き方改革推進支援センター

受付時間 月～土 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く)

〒260-0027 千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室
mail hk12@mb.langate.co.jp
fax 043-304-6131

[http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site](http://千葉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

千葉働き方改革推進支援センター

検索



TEL:043-304-6133

センターは 何をするの？

働き方改革の実行に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規雇用労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

個別相談

センター来所、電話、メールでの個別相談！

電話やメールフォームでも相談できるので、移動に時間を割くことなく好きなタイミングに相談が行えます。
※来所の場合はご予約が必要です。

商工会議所等での セミナー&出張相談

商工会議所等でのセミナー&出張相談！

月に数回、商工会議所や商工会などでセミナー & 個別相談を行います。セミナーでは、①労働時間等に関する取組支援、②人材不足解消の為に雇用管理改善、③非正規雇用労働者の処遇改善などのテーマなどについてご説明します。

派遣型専門家

ご希望の日時に専門家が企業に訪問！

お申込みのあった企業へ専門家が訪問して助言・提案の相談を行います。3ステップで課題に対して取組めます！

1. (1回目訪問) 現状を診断
2. (2回目訪問：1ヶ月以内) 改善策の提案
3. (3回目訪問) フォローアップ

ご相談内容に関する情報は厳守致します。

例えば、このようなご相談をお待ちしています。

労働時間等に関する 取組み支援

労働時間の管理方法や 36 協定の締結の仕方、年次有給休暇の取得促進などの相談

人材不足解消の為 の雇用管理改善

人材の確保、育成を目的とした雇用管理改善などによる人材不足対応に資する相談

非正規雇用労働者の 処遇改善

各種助成金の活用、同一労働同一賃金についての取組、社内の意識改革などの相談

個別相談・セミナー & 出張相談・企業訪問等の詳細は、
ホームページをご覧ください。

[http:// 千葉県働き方改革推進支援センター .site](http://千葉県働き方改革推進支援センター.site)

WEBは相談申込24時間可能！

個別相談の空き状況がリアルタイムで確認できます！

千葉県働き方改革推進支援センター

検索